

平成18年度第3回庁議（臨時庁議） 会議録

[日 時] 平成18年5月16日（火） 午前8時30分～午前9時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、助役、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

（1）新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針（案）について（福祉部）

1 市長挨拶

おはようございます。昨日、福西選手のサッカーワールドカップ出場が決定しました。4年前もそうでしたが、それ以上に盛りあがるのではないかと思います。試合時間が夜の10時とか、朝の4時と、一緒に見ることは難しいですが、皆さんと一緒に喜びたいと思います。

本日の議題は、保育所の民営化についてであります。本年度の施政方針にて、「新居浜市行政改革大綱に基づく公立保育所の民営化については、今度、市としての最終的な方向付けを行い、推進を図る」ことを申しあげましたが、本日は、この民営化に関する基本方針案を審議、決定したいと思います。それに基づいて、市議会や保護者の皆様方への説明、パブリックコメントの実施・検証、そして、本年度中には、基本方針の決定に結び付けていきたいと考えておりますので、審議方よろしくをお願いします。

2 議事

市長 それでは、議事に入ります。

(1) 新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針(案)について(福祉部)

市長 福祉部から説明をお願いします。

<福祉部長が別添資料(新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針(案))に沿って説明>

市長 この問題は、現在の行政改革大綱での、福祉施設の民営化、委託、移管として、まず、くすのき園を委託し、次に、保育園の検討を平成16年から庁内組織で具体的に開始し、現在にいたっているという経過がある。今、保育士、市職員組合、また保護者の中で反対という声も上がっているが、反対の理由は何か。

福祉部長 今までの取り組みの経緯、経過の中で、新聞報道等で知った、説明が不十分なのではないかというのがある。そして、公立の方が私立に対して安心感がある、というような声もある。また、今通っている園児については、公立がいいから私はここを選んで来た、という言い方も聞いている。

市長 公的責任の放棄であるとも言われている。福祉事業もそうだし、医療もそうだが、公共サービスというのは税金を使った事業を行うことがあるが、その担い手は、公務員と民間と社会福祉法人・医療法人とかで、だいたい三つの担い手がいるのだが、役所がしなければ全部公的サービスではないというような意見が葉書とかである。公的責任の放棄というような表現をしている人が多いが、公立であれ、民間であれ、保育所は、保育料と、国と県と市の費用でまかなわれている。その仕組みは公立も私立も全く変わらないという基本があり、公的責任の放棄とは違う。理屈ではこういうことであるが、最後は、今の保育所で十分満足しているのに無理に変える必要はないという意見、つまり自分の子どもにとってどうなのかという意見と、この大きな話、公的責任の放棄、その両方が行ったり来たりしているという状況である。ただ、移管に伴って、先生が変わるとか、そういうことに対する子ども達への最大の配慮はしなければならない。今回の案は、そういうことに最大限配慮して作られていると思っている。

市民部長 公的責任の放棄かという意見ですが、公共サービスを行政が全部独占していた時代の

話である。市民活動を推進する我々の部では、公的サービスを行政が独占すべきではないという原則にたって、すべからく、公共サービスについても、市民団体、市民が参入して、また、提案をして取り上げていくような時代を迎えているという認識で業務を行っている。公的責任の放棄という意見には、真正面からそういう時代では最早ないということを伝えていってはどうかと考える。なお、保育士と保護者の不安をなくすためにも、ソフトランディングはした方が良いと思う。

市長 経済部長は初めて聞いた話であると思うが、どうか。

経済部長 民間から就任した自分としては、民活ということで、個人的には民営化は良いことであると思う。運営形態過渡期の子ども達のケアが大事である。

市長 保育料は、公立も私立も同額である。利用者にとって、同じ負担で、同じ保育サービスを受けることができるのなら、それ以外の市の負担は少ない方が良いというのが基本である。保育サービスが公立と私立で違うというような言い方する人もいるが、それはない。今までも、公立14園、私立13園でずっとやっており、公立に行けば良くて、私立にいけば悪いということは話にはならない。逆もないと思うが、公立と私立で優劣をつけるものではない。心配なことと言われたら、スムーズに移管できるようにしなければならないということである。4園を一度にすると、我々としての4園に対するフォローがなかなか難しいところがあるので、1園ずつ移管しようとする案になったのであろう。

福祉部長 そのとおりです。

市長 今の段階では公立保育園をゼロにとは考えていなく10園体制でという話をしたが、少し、自分の予想外に、反対が強かった。その原因の一つとしてプロセスの話がいつも出てくる。これも我々から言うと、去年、庁内の保育所民営化等検討委員会の案を公表したが、これ自身は庁内のたたき台的なもので、従来であれば公表すべきものではなかったかも知れない。しかし、施政方針でも言ったが、先に情報を公開していくことで出てくる問題があるということで、これは乗り切っていったら良いものである。民営化案では、最短でも民営化までに2年があり、2年保育の人には今の保育園で卒園していただき、その後は、3年、4年、5年後に民営化するので、卒園までそれだけの期間があり、そこで卒園していただいたらいいし、また、園児募集の時に、近くに他の公立があればそこに行くか選んでいただいたらいいし、そういう考え方を基本にしたらいと思う。

経済部長 反対理由の一つとして、保護者の負担増があるのではという疑念とパニックがあるのではないのでしょうか。

市長 何も理解していない人が言っているかもしれないが、保育料は公立も私立も同額である。細かいこと言えば、服代やお遊戯する材料代がちょっと違う。私立の方がいるのではないかとかいう話も出ているが、これは枝葉の関係ない話であり、保育料は同額なのだから、負担はまったく変わらない。

市長 監査委員事務局長、昨年度まで福祉部の総括次長としてご苦勞をかけたが、どうか。

監査委員事務局長 経費の面からいうと、長期的な効果として、移管することで、市が将来、20年、30年後に建て替えをする必要がなくなり、その経費の削減となる。指定管理者制度だと当然必要となるが、移管では不要になる。

経済部長 行政から言えばそうだが、逆に民の立場から建て替えのときはどうなるのか。

監査委員事務局長 保育単価（保育所委託費）は、例えば、公立では一人当たり100円でやりなさいという所を、私立では112円ぐらいでやりなさいと基準額が引き上げられている。そういうお金を、現実には、私立は貯めて、建て替えしている。

市長 先のことだが、市の直営だと100%市が建て替えないといけませんが、民間移管しておれば、100%民間が建て替えるか、仮になんらかの補助が必要であっても、それはいくらかであり、100%という話にはならない。環境部長は、説明を聞いてどうか。

環境部長 民間移管した園が仮に経営に行きづまった場合は、その園はどうなるのか。市側がなんらかの支援をするのか。また、パブリックコメントにかけるというが、そこから出てきた意見はどう反映させるのか。

福祉部長 パブリックコメントの意見はどういうものが出てくるか想定できない。出てきた問題によって対応を検討していくことになる。

監査委員事務局長 仮に経営に行きづまった場合はということだが、基本的には設置主体が変わるので、他の私立保育所と同じ取扱いになる。児童数が減少したことが原因というのであれば、例えば、定員が160人とすると、その子ども一人当たりの保育単価（保育所委託費）が決まっており、この単価は定員数が少なくなるほど高くなるように設定されているが、定員の160人が集まらないから経営がうまくいかないというのなら、定員を下げた一人当たりの保育単価を上げるなど、そういうふうなやり方もあるとは思う。行政の責任として、行きづまったら入所している児童は他の保育所へ入所してもらおうとか、そういうところについて手を貸していくことになってくると思う。

福祉部長 基本的にはそのとおりになると思う。詳細設計はできていないが、民間移管後、第三者機関により検証をすることとしており、それを何年間するかにもよるが、その期間は検証の中で行政も一定の工夫ができるかとは思う。検証期間が過ぎれば、完全に民営化をしているのだから、設置主体の責任になる。

市長 契約ではどうするのか。今の案では、土地は無償貸与で、建物は無償譲渡であるが、経営をやめたらどうなるのか。建物は民間のものだが。

福祉部長 基本的には、更地返還である。

市長 それは、当然、契約条項で入ってくるのであろう。

福祉部長 はい。経営上の問題には口をはさまないようにするが。

事務局 土地の無償貸与、建物の無償譲渡とも市議会の議決事項です。

市長 それは、移管先が決まった後の、契約からのことであらう。そのことの契約を認めてもらうということであらう。

事務局 どちらが先かは、総務課に確認する必要があります。

市長 民営化スケジュールの中で、12月議会の条例改正とは何か。

事務局 新居浜市立保育所設置及び管理条例第2条の別表の保育所の「名称及び位置」で、民営化する保育所を削除する改正であり、毎年、1園ずつ削除する必要があるのではないかと。

市長 12月というこの時期に、市議会に条例改正案を上程し議決をもらうことは大事である。市議会のはっきりとした意思、承諾をいただいてから、その後の移管法人の公募、選定と、事務を進めなければならない。内容は詰めておくように。

監査委員事務局 この民営化案では、民営化は平成20年4月からとなっている。当初は平成19年4月からという話であったが、これは、日程的にむずかしいということか。

市長 去年の最初の段階ではそういう案であった。これは、平成17年度中に民営化案の決定とか、いろんな作業が終わるということであったが、反対もあったり、様々なことがあり確かに延びたことになる。その分、移行期間を十分に取って不安のないようにしましょうということで、これ以外の所は、目標は変わらないということである。

企画部長 移管に際し、改修工事をするについては、どうか。

市長 市直営だから天井を直さずにそのままにしておけ、というわけにはいかなく、いつかは改修しなければならないものである。余分な費用をかけるのではなく、時期として、少し早めて改修しようとするだけのことである。移管するに伴い、保育所の改修工事の優先順位が高くなったということだ。上乘せして、グレードを上げるような工事をするわけではないのだろう。

福祉部長 はい。そのとおりです。

市長 改修までして施設をあげるんですかという人もいるが、今言ったとおり説明したら良い。

監査委員事務局 昔からある民間の保育所は費用を貯めているが、移管した場合は、その時点からスタートするため、貯めているお金がなにもない。例えば、3年後に床が落ちましたよとなった場合、そのお金はどうするのかとなるが、それは移管先がやりなさいとは当然ならない。役所から引き継ぐのにそういう話にはならない。ある程度、老朽化している部分は改修して引き渡さなければならないという考え方であった。

市長 当然、改修を条件にして公募して、民間が安定して経営できるであろう園を民営化の対象としている。定員が多く、そして、実績から見て定員割れする心配のない園を対象にしたのは、こういうわけである。小規模で不安定な園は、手をあげるところがないかも知れないが。

他に質問、意見はないか。消防長、どうか。

消防長 民営化を推進する目的は、保育の質を上げるため。子どものためにやるということを中心に押し出すべきである。市内にたくさんの保育園があるが、民間の保育園でいい保育をしている所が多々ある。民営化することが、子どもにとってよい、親にとっても安心できるという点を説明しなければならない。また、最初に市長の話にあったように、公共サービスの担い手は、民間であったり、また中間的組織であったりと、ど

んどん多様化しており、公共サービスは行政だけが担うものではなく、市民や民間組織も公益の実現に努めるべきである、これが時代の流れかなと考える。

市長 民営化は、一つ目は、民営化した保育所でより柔軟な特別保育事業の拡充を図る、二つ目は、民営化された公立保育園の人材を他の公立保育園で有効活用するとともに、公私立保育所の相互交流により市内保育所全体のレベルアップを推進する。さらには、民営化で削減された経費を、子育て支援事業や老朽化した園舎の建て替えや改修に充当することができる、これらを目的として行うものである。そのためには、円滑な民営化に配慮し、1園ずつ民営化する、移管先決定から移管まで丸1年を空けるという方法の案である。保育園の民営化をしているところは半分あり、未知のことをやろうとしているわけではないが、一人一人の子どもを考えて、じっくりやりましようということである。では、この4園について民間移管する、そして、このスケジュールで行う、というこの案を決定したいと思う、よろしいか。

各部局長 はい。

市長 では、保育所の民営化に関する基本方針案を原案のとおり決定する。なお、市議会や保護者の方への説明は、長い文章でなく簡潔に、プレゼンテーション、パワーポイントみたいな形でまとめて、わかりやすくするように。では、この案で保育所の民間移管を進めていくので、さまざまところで関係してくると思うが、全員でバックアップするようお願いしたい。

市長 本日の議題は、この保育所の民営化案についてのみです。他に、何か連絡事項があれば、各部局、お願いします。

市長 ないようなら、これで第3回庁議を終わります。